

群信協健康友の会

LOVE

あなたも友の会会員になりませんか？
入院時の補償・割安料金で宿泊施設の
ご利用などの特典が受けられます。

1. 友の会概要について

●群信協健康友の会とは…

群信協健康友の会は、会員自らの健康管理および健全な心身の維持・増進を通じて健康で明るい社会環境の実現に寄与することを目的としています。

2. 会員について

●県内各信用組合で取り扱っている、定期積金『ラブ』にご加入されますと、友の会の会員となります。

3. 会員の特典について

●共済制度に自動加入

友の会に入会されると、会員は自動的にぐんま共済協同組合が提供する共済制度（ラブ）に加入し、各コースを選択することにより入院時や万一の死亡の場合、安心の補償が受けられます。

なお、会員は生後6か月から55歳未満の方が新規ご加入でき、満65歳または満75歳まで継続ができます。ご家族揃ってのご利用をお勧めします。

●福利厚生サービスのご提供

草津温泉 中沢ヴィレッジのクアパーク俱楽部のご宿泊、福利厚生施設等が割安料金でご利用になれます。日頃のお疲れを癒し、心やすらぐ温泉で、ごゆっくりお過ごしください。※

※ゴールデンウイークやサマーシーズンおよび年末年始はご利用できないことがあります。

●ゴルフ大会

友の会会員を対象に実施している、ゴルフ大会に参加することができます。チャリティーゴルフ大会として、費用の一部を社会福祉団体等に寄付し、より良い社会環境の実現に寄与しています。

群信協健康友の会事務局

〒371-0026 前橋市大手町3-3-1

☎027-232-3120

群馬県信用組合協会

群信協健康友の会会則

第1条（名称）

本会は、群信協健康友の会と称する。

第2条（事務所）

本会は事務所を、群馬県信用組合協会に置き、支部を特別会員となった信用組合に置く。

第3条（目的）

本会は会員自らの健康管理及び健全な心身の維持・増進を通じて健康で明るい社会環境の実現に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 健康管理に必要な知識の普及に関する事業
- (2) 会員のためのぐんま共済協同組合の生命傷害共済契約の払込等に関する事業
- (3) その他本会の目的を達するために役立つ事業

第5条（会員）

- (1) 本会は第3条の目的に賛同する次の会員をもって組織する。

(イ)普通会員 (ロ)特別会員

- (2) 普通会員は本会の趣旨に賛同し、本会の取扱う共済制度に加入したものを会員とし、特別会員は本会の趣旨に賛同した信用組合とする。

第6条（会費）

本会は、この制度に加入した普通会員から次の会費を徴収し、またこの制度を取扱う特別会員からは、一定額の会費を徴収することができる。

- (1) 普通会員は月会費Aコース2,000円、Bコース4,000円、Cコース2,000円、Fコース1,000円、Dコース2,000円を信用組合が取扱う定期積金の掛金と一緒に払込むものとし、原則として口座振替とする。
- (2) 普通会員が会費を納入期日に納入しなかった場合には、当該会員は本会を脱退したものみなす。なお、脱会した普通会員の会費は返戻しないものとする。

第7条（資産）

- (1) 本会の資産は次の通りとする。

(イ)会費収入 (ロ)特別会員からの寄付 (ハ)その他の収入

- (2) 本会の資産は理事会の議決した方法により、会長が管理する。
- (3) 本会の事業遂行に要する経費は資産により支弁する。

第8条（会計）

本会の会計は群馬県信用組合協会とは別個とし、処理の明確性を期するものとする。

第9条（予算・決算）

- (1) 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の決議を経て定めるものとする。
- (2) 本会の収支決算は毎会計年度終了後これを行い、監事の監査を受けたうえ、理事会の承認を得るものとする。

第10条（役員）

- (1) 本会に次の役員を置く。

会長 1名 理事 若干名 監事 若干名

- (2) 会長は群馬県信用組合協会会長が兼務することとし、本会を代表し会務を統括する。
- (3) 理事・監事は会長が特別会員役員の中からこれを指名する。
- (4) 役員の任期は群馬県信用組合協会の役員任期と同じ2年とし、再任を妨げない。

第11条（理事会）

理事会は会長が招集する。

- (1) 会長は理事の三分の二以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集を請求されたときは、臨時に理事会を召集しなければならない。
- (2) 理事会は、会則に定めた事項につき議決するものとする。

第12条（事務局）

本会に事務局を置く。事務局は群馬県信用組合協会の役職員がこれを兼務する。

第13条（会則の変更）

この会則は理事の三分の二以上の同意を得なければ変更することはできない。

第14条（細則）

この会則に定めるもののほか、必要な細則は理事会の決議を経て会長が別に定める。

第15条（解散）

本会は理事の三分の二以上の同意を得て理事会の決定により解散することができる。解散し、精算の結果、残余の財産が生じたときは理事会の決議を得て群馬県信用組合協会に寄付する。

第16条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

群信協健康友の会会員に関する個人情報の取扱いについて

群信協健康友の会のお申込に関して、友の会会員よりご提供いただきました情報につきましては、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- 友の会の健全な運営を確保するために、友の会と協力関係にある団体との間における、申込内容、会費の払込状況等に係る個人情報の共同利用。
- 友の会と協力関係にある団体の、各種商品・サービス等の案内または提供。
- 友の会の取扱う共済制度の運営に伴い、ぐんま共済協同組合へ、事業の一部を委託する際に必要となる個人情報の提供。

「友の会と協力関係にある団体」とは、友の会を運営する上で協力関係にある群馬県内の信用組合、ぐんま共済協同組合等をいいます。

友の会は次の場合を除いて友の会会員の個人情報を第三者に提供することはありません。

- 友の会会員が同意されている場合
- 利用目的の達成に必要な範囲で、事業を委託する場合
- 法令により必要と判断される場合